



島根県報

平成21年6月19日（金）
号外第125号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則	（青少年家庭課）	2
島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	（水産課）	4

【告 示】

島根県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正	（ ” ）	18
----------------------	-------	----

公布された条例等のあらまし

◇島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第68号）

1 規則の概要

- (1) 母子及び寡婦福祉法施行令の改正に伴う引用条項及び規定の整理（第3条・第4条関係）
- (2) その他規定の整理及び様式の整備

2 施行期日

公布の日から施行し、1の(1)については平成21年6月5日以後の申請に係る母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けについて適用することとした。

◇島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第69号）

1 規則の概要

- (1) 10トン以上の船舶を使用して水産動植物の採捕の事業を行う者が経営等改善資金又は青年漁業者等養成確保資金を借り受ける場合においても、知事が別に定めるところによる計画の認定を必要としないこととした。（第3条関係）
- (2) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の認定を受けた者が沿岸漁業改善資金の貸付けを受ける場合において、償還期間及び据置期間の特例等を定めることとした。（第7条・別表関係）
- (3) 燃料油消費節減機器等設置資金の貸付限度額を引き上げることとした。（別表関係）
- (4) その他規定及び様式の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 6 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第68号

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（昭和57年島根県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令第9条第1項」を「令第8条第4項（令第37条第2項において準用する場合を含む。）及び令第9条第1項」に改める。

第4条第2号中「写し」の次に「（連帯保証人を立てる場合に限る。）」を加え、同条第5号カ(7)中「第7条第7号イ」の次に「又は令第36条第7号イ」を加え、同号カ(4)中「第7条第7号ロ」の次に「又は令第36条第7号ロ」を加え、同号キ(7)中「第7条第8号イ」の次に「又は令第36条第8号イ」を加え、同号キ(4)中「第7条第8号ロ」の次に「又は令第36条第8号ロ」を加え、同号キ(7)中「第7条第8号ニ」の次に「又は令第36条第8号ハ」を加え、同号ク中「又は増築」を「増築等」に改める。

第5条第1号中「又は寄附行為」を削る。

第9条第1項中「第5条第2項各号」の次に「（これらの規定を令第33条第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

第14条の2中「第8条第5項」の次に「（令第37条第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

第21条第1項第3号中「第3項各号」の次に「（同条第2項第2号及び第3号を除き、これらの規定を令第38条におい

て準用する場合を含む。）」を加える。

第22条第3号中「第16条第3号から第5号まで」の次に「（これらの規定を令第38条において準用する場合を含む。）」を加える。

様式第1号の2中「及び商品先物取引に係る雑所得等の金額」を「、先物取引に係る雑所得等の金額、条約適用利子等の額及び条約適用配当等の額」に、「租税特別措置法第24条」を「改正前の租税特別措置法第24条」に改める。

様式第8号中

補修、保全、改築、増築 の 経 緯
補修、保全、改築、増築 を必要とする理由

を

補修、保全、改築、増築 等 の 経 緯
補修、保全、改築、増築 等を必要とする理由

に、

補 増 修 築 、 の 保 計 全 画 、 改 築 、
--

を

補 増 修 築 、 等 保 の 全 計 、 画 改 築 、
--

に、

補修・保全・改 築・増築の別

を

補修・保全・改 築・増築等の別

に改め、同様式の(注)の1の(5)中「増築の」を「増築等の」に、「又は増築

した」を「、増築等を行った」に改め、同様式の(注)の1の(6)及び(注)の2中「増築」の次に「等」を加え、同様式の(注)の3中「又は増築」を「、増築等」に改める。

様式第12号中「年3%」を「年 %」に改める。

様式第14号中「年3%」を「年 %」に改め、同様式の(注)の3中「借主」の次に「、連帯借主」を加え、「押す」を「押印する」に改め、同様式の(注)の6中「、借主」の次に「、連帯借主」を加え、同様式の(注)の7中「母子及び寡婦福祉施行令」を「母子及び寡婦福祉法施行令」に改める。

様式第15号中「無利子」を削り、同様式の(注)の1中「必ず借主」を「法人の代表者又は連帯借主」に、「押す」を「押印する」に改め、同様式の(注)の3から5までを次のように改める。

- 3 収入印紙のはり付けは、不要である。
- 4 法人の代表者、連帯借主の各印は、互いに重ならないよう押印し、法人の代表者及び連帯借主の印鑑証明書を添付すること。
- 5 償還金を納入期限までに納入されない場合は、母子及び寡婦福祉法施行令第17条の規定又は同令第38条において準用する同令第17条の規定に基づき、年10.75%の割合で違約金を徴収する。

様式第15号の(注)の6を削る。

様式第18号中 「申請者住所」を 「申請者住所」氏名[㊦]に改める。

氏 名

㊦) 法定代理人 住 所

氏 名

㊦)

様式第19号、様式第20号、様式第22号、様式第23号、様式第25号及び様式第26号中

「借 主 住 所

「借 主 住 所

氏 名 ㊦)

氏 名

㊦)

を 連 帯 借 主 住 所

に改める。

連 帯 借 主 住 所

氏 名 ㊦)

氏 名

㊦)

法 定 代 理 人 住 所

氏 名 ㊦)

「連 帯 借 主 住 所

様式第27号中 「連 帯 借 主 住 所

氏 名 ㊦)

氏 名

㊦)

を 法 定 代 理 人 住 所

に改める。

氏 名

㊦)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則第3条及び第4条第2号の規定は、平成21年6月5日以後の申請に係る母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 6 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第69号

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年島根県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

この規則において「沿岸漁業」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 無動力漁船及び総トン数20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業
- (2) 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業（(1)に該当するものを除く。）
- (3) 水産動植物の養殖の事業

第3条ただし書を削る。

第7条第1項中「（様式第2号）」の次に「（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第4条第1項の認定を受けた者が同法第10条に規定する資金の貸付けを受けようとする場合（以下「認定生産製造連携事業の場合」という。）にあつては、事業計画書及び同法第5条第2項の認定生産製造連携事業計画をいう。以下同じ。））」を加える。

別表第1号の表第1号償還期間等の欄中「f）」の次に「。ただし、認定生産製造連携事業の場合にあつては、9年以内

（据置期間1年以内を含む。）。」を加え、同表第2号貸付限度額の欄中「中核的漁業者協業体」を「沿岸漁業改善資金助成法の施行について（昭和54年4月27日付け54水研第613号。以下「施行通知」という。）第3の3の(1)の水産庁長官が定めるものに該当する場合」に改め、同号償還期間等の欄中「）」の次に「。ただし、認定生産製造連携事業の場合にあっては、9年以内（据置期間1年以内を含む。）。」を加え、同表第3号償還期間等の欄中「）」の次に「。ただし、認定生産製造連携事業の場合にあっては、9年以内（据置期間1年以内を含む。）。」を加え、同表第4号貸付限度額の欄中「13,000,000円（）」を「25,000,000円（）」に、「12,000,000円」を「24,000,000円」に改め、同号償還期間等の欄中「）」の次に「。ただし、認定生産製造連携事業の場合にあっては、9年以内（据置期間1年以内を含む。）。」を加え、同表第5号償還期間等の欄中「）」の次に「。ただし、認定生産製造連携事業の場合にあっては、5年以内（据置期間2年以内を含む。）。」を加え、同表第6号償還期間等の欄中「）」の次に「。ただし、認定生産製造連携事業の場合にあっては、12年以内（据置期間3年以内を含む。）。」を加え、同表第7号償還期間等の欄中「）」の次に「。ただし、認定生産製造連携事業の場合にあっては、12年以内（据置期間3年以内を含む。）。」を加える。

別表第3号の表第2号資金の種類欄中「青年漁業者」の次に「又はその組織する団体」を加え、同表第3号資金の種類欄中「又は」を「、」に改め、「団体」の次に「又は漁業労働に従事する者」を加え、同号貸付限度額の欄中「1人」を「若しくは漁業労働に従事する者1人」に改め、同号償還期間等の欄中「）」の次に「。ただし、認定生産製造連携事業の場合にあっては、12年以内（据置期間3年以内を含む。）。」を加える。

別表備考を削る。

様式第1号中

「

連 帯 保 証 人	住 所	氏 名	申請者との関係

を

」

「

連 帯 保 証 人	住 所	氏 名	申請者との関係

に、

担 保 物 件	
------------------	--

」

「

10年目 償還額				受理水 産事務 所 等	受付漁 業協同 組 合
	10年目	11年目	12年目		
	償還額	償還額	償還額		

を

」

に改める。

--	--	--	--	--	--

」

」

様式第2号(1)を次のように改める。

様式第2号(1) (第7条関係)

事業計画書 } 経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、
資源管理型漁業推進資金、環境対応型養殖
業推進資金以外の資金用

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費 千円
	種類名称	台(セット)数	単価 円	

2 設置計画

(1) 資金の種類、機器等の概要

資金の種類及び機器等の種類名称	メーカー名称及び型式名称	施工者名称	機器等の内容	購入又は設置の予定時期

(2) 機器等を整備する漁船

登録番号	船名	総トン数
所有者氏名	進水年月日	
漁業種類		

(注) 1 記入に当たっては、次の事項に注意すること。

- (1) 資金の種類及び機器等の種類名称……「操船作業省力化機器等設置資金」等の資金の種類及び「遠隔操縦装置」、「レーダー」等の機器等の種類名称を記入する。
- (2) メーカー名称及び型式名称……機器等の種類名称ごとに、メーカー名及び型式番号、品名等を記入する。
- (3) 施工者名称……機器等の取付け、装備等を行う施工者の名称を記入する。
- (4) 機器等の内容……機器等の性能・出力、制御する施設の出力又は工事の内容及び範囲等を記入する。

2 次の資料を添付すること。

機器等について、基準の示してあるものについては、基準を満たしていることが分かるカタログ、取扱書若しくは設計図又はこれらのコピー

3 資金計画

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

様式第 2 号(2)中

「

養殖水産動植物 の 種 類		申 請 額	
------------------	--	-------	--

を

」

「

養殖水産動植物 の 種 類	
------------------	--

に、

」

「

購入設置費	資 金 調 達 方 法		
	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
	千円	千円	千円

を

」

「

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

に改

」

める。

様式第 2 号(3)を次のように改める。

様式第2号(3) (第7条関係)

事業計画書 (資源管理型漁業推進資金用)

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費
	種類名称	台 数	単 価	
			円	千円

2 実施計画

(1) 資源管理措置

ア 資源管理の内容

資源管理対象漁場	
管理対象水産資源	
管理対象漁業種類	
資源管理の実施者	
水産資源の管理の方法	
取決めの有効期間	
取決めに違反した場合の措置	
そ の 他	

イ① 資源管理措置に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置予定、 保有済み、共同利用 の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び 施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定 時期

イ② 機器等を装備する漁船

登録番号		船 名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用

ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

低利用・未利用魚種		漁獲時期	月～ 月
開発・利用の方法			

イ① 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置予 定、保有済み、共 同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及 び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定 時期

--	--	--	--	--	--

イ-② 機器等を装備する漁船

登録番号		船名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

(3) 付加価値向上措置

ア 活魚出荷を行う場合

(7) 活魚出荷の内容

対象魚種		活魚出荷量	年間 t
活魚出荷の方法			

(イ) ① 活魚出荷に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

(イ) ② 機器等を整備する漁船

登録番号		船名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

イ 加工を行う場合

(7) 加工の内容

対象魚種		加工量(原料魚)	年間 t
加工の方法			

(イ) 加工に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

3 資金計画

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

(注) 資源管理に関する取決めの写し及び別紙の収支計画を添付すること。

「

購入設置費	申 請 額
千円	千円

様式第2号(4)中

を

購入設置費
千円

に、

」

「

購入設置費	資 金 調 達 方 法		
	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
	千円	千円	千円

を

」

「

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
	千円	千円

に改

」

める。

様式第2号(5)中

「

申 請 者		家 族 員 構 成 (うち沿岸漁業の従事者) 人	
		世帯主との続柄	

を

」

「

申 請 者		世帯主との続柄	
家 族 員	構 成 (うち沿岸漁業の従事者 人)		

に、

」

「

総事業費	資金調達方法			備考
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
	千円	千円	千円	千円

を

(注) 備考欄に、過去における住宅金融公庫資金の借入の有無等を記入すること。

」

「

総事業費	資金調達方法			備考
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
	千円	千円	千円	

に改

」

め、同様式備考を削る。

様式第2号(6)中

「

総事業費	資金調達方法			備考
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
千円	千円	千円	千円	

を

」

「

総事業費	資金調達方法			備考
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
千円	千円	千円	千円	

に改

--	--	--	--

」

める。

様式第2号(7)中

「

申 請 者		自ら研修を受ける 者又は使用者の別	
申 請 額	人		千円

を

」

「

申 請 者		自ら研修を受ける 者又は使用者の別	
-------	--	----------------------	--

に改

」

める。

「

購 入 費	申 請 額
千円	千円

様式第2号(8)中

「

購 入 費
千円

を

に、

」

」

「

購 入 費	資 金 調 達 方 法		
	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
	千円	千円	千円

を

」

「

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

に改

--	--	--

」

める。

様式第2号(9) (その1) 中

「

開始する漁業の種類		申 請 額	千円
-----------	--	-------	----

を

」

「

開始する漁業の種類	
-----------	--

に改

」

める。

様式第2号(9) (その2) 中

「

養殖水産動植物の種類		申 請 額	千円
------------	--	-------	----

を

」

「

養殖水産動植物の種類	
------------	--

に改

」

め、同様式 (別紙) を次のように改める。

(別紙)

収支計画

			最近1年間 (年度)	今 後 の 予 想		
				年度	年度	年度
漁 業 部 門	収 入	販 売 額	千円	千円	千円	千円
		合 計 (A)				
	支 出	販 売 手 数 料 燃 料 費 漁 具 費 食 料 費 種 苗 費 餌 料 費 水 代 函 代 加 工 資 材 費 修 理 費 消 耗 品 費 乗 組 員 給 与 乗 組 員 保 険 料 漁 船 保 険 料 営 業 費 公 租 公 課 減 価 償 却 費 沿岸漁業改善資金償還金 そ の 他	千円	千円	千円	千円
		合 計 (B)				
差引損益 (A - B = C)		千円	千円	千円	千円	
漁 業 以 外 の 事 業	収 入 支 出 (うち 減 価 償 却) 差 引 損 益 (D)	千円	千円	千円	千円	
営 業 外 の 収 支	営 業 外 収 入 営 業 外 支 出 (うち 借 入 金 利 息) 差 引 営 業 外 損 益 (E)	千円	千円	千円	千円	
経 常 損 益 (C + D + E)		千円	千円	千円	千円	

様式第2号(9) (その3) 中

「

開始する漁業の種類		申 請 額	千円
-----------	--	-------	----

 を
 」

「

開始する漁業の種類	
-----------	--

 に、
 」

「

資 金 調 達 方 法			備 考
沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他	

 を
 」

「

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他

 に改める。
 」

様式第2号(9) (その4) 中

「

養殖水産動植物の種類		申 請 額	千円
------------	--	-------	----

 を
 」

「

養殖水産動植物の種類	
------------	--

 に改
 める。
 」

様式第3号中

「

資 金	種 類	貸付決定番号	貸 付 金 額
-----	-----	--------	---------

 を
 」

「

受付漁業協同組合		受理水産事務所等	
----------	--	----------	--

 に、

資 金	種 類	貸付決定番号	貸 付 金 額
-----	-----	--------	---------

 」

「

第10回	年	月	日	を	第10回	年	月	日	に改める。
					第11回	年	月	日	
					第12回	年	月	日	

」

「
 様式第4号中

第10回	年	月	日	千円
------	---	---	---	----

 を
 」

「

第10回	年	月	日	千円	に、
第11回	年	月	日	千円	
第12回	年	月	日	千円	

」

「(3) 乙が島根県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
 (4) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めるとき。」

「(3) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、
 会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。

(4) 乙が支払を停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は精算に入ったとき。

(5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。

(6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。

(7) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し
 付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収容されたとき。

(8) 乙が島根県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。

(9) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めるとき。」

める。

様式第6号及び様式第7号中

「

第10回	年	月	日	千円	を
------	---	---	---	----	---

」

「

第10回	年	月	日	千円	に改める。
第11回	年	月	日	千円	
第12回	年	月	日	千円	

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

告 示**島根県告示第487号**

島根県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和54年島根県告示第1002号）の一部を次のように改正し、平成21年6月19日から施行する。

平成21年6月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2の表中「貸付」を「貸付け」に改める。

第3の表を次のように改める。

第3 青年漁業者等養成確保資金

資金の種類	貸付けの相手方
1 研修教育資金	青年漁業者（15歳以上40歳未満の者に限る。以下この表において同じ。）、漁業労働に従事する者（15歳以上55歳未満の者に限る。以下この表において同じ。）、漁業労働に従事する者を使用して沿岸漁業の経営を行う者その他の漁業を担うべき者
2 高度経営技術習得資金	青年漁業者又は青年漁業者の組織する団体
3 漁業経営開始資金	青年漁業者、青年漁業者の組織する団体又は漁業労働に従事する者